

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

## 1 事業者

- (1) 法人名 株式会社 宇津木
- (2) 法人所在地 滋賀県長浜市本庄町700-1
- (3) 代表者氏名 宇津木 貴一

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所
- (2) 事業所名 ケアプランセンター おうみ
- (3) 事業所所在地 滋賀県長浜市本庄町700-1
- (4) 電話番号 0749-53-3300
- (4) 管理者 藤野 由美子
- (5) 事業所の指定番号 <2570300638>
- (6) 人員体制 ・管理者 1名(常勤兼務) 管理業務・居宅介護支援業務  
・介護支援専門員 2名(常勤) 居宅介護支援業務  
※内、主任介護支援専門員3名(管理者を含む)
- (7) 通常の実施地域 長浜市・米原市・彦根市
- (8) 営業日及び営業時間
  - 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
  - 休日：土、日、国民の祝日、12/30～1/3  
※その他法人が休日と定める日
  - 感染症対策により、在宅ワークに切り替え対応させていただくことがあります。

## 3 提供する指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(以下「指定介護予防支援等」といいます。)は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

### (1) 介護予防支援サービス計画等の作成

- ① 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者(以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。)に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行

います。

- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

- ⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。

#### (2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- ① 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。
- ③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。
- ④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

#### (3) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

#### (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

- (5) 介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画通り提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
- (6) 上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の従業者及び運に関する基準等を定める条例」を遵守します。

### 4 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

### 5 料金

- (1) 指定介護予防支援に要した費用については、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定介

介護予防支援に要した費用について、次表に定める額を負担していただきます。

【指定介護予防支援に要する費用】

介護予防支援費 (毎月算定) 4,720 円/月	初回加算 (新規に居宅サービスを計画した場合のみ算定)  3,000 円/回
--------------------------------	---

(3) 介護予防ケアマネジメントに要した費用については、利用者の自己負担はありません。

## 6 契約の終了

- (1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。
  - ① 利用者が死亡したとき
  - ② 利用者が要介護者(要介護1～5)に該当すると認定されたとき
  - ③ 利用者が要介護者、要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
  - ④ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)又は介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)の利用を開始したとき
- (2) 契約の有効期間中、この契約を解約することができます。当事業所に対し、予め解約する日までに事業者へ届けていただくことによって、この契約を解約することができます。また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。
  - ① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
  - ② 事業者が守秘義務に違反したとき
  - ③ 事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (3) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。
  - (1) 指定介護予防支援等の提供にあたり、利用者及びそのご家族が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (2) 利用者及びそのご家族が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (3) 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、本人に対して契約終了1か月前までに理由を示した文書で、お知らせすることにより契約を解約することができます。この場合当事業所は地域包括支援センターと連携し、介護保険サービスが継続して受けられるよう手配します。

## 7 プライバシー(個人情報)の保護

当事業所がサービスを提供する際に本人や家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの本人へサービス提供のために必要な業

務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、本人の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ本人及び家族に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

＜オンラインツール等を活用した会議の開催＞

利用者又はその家族・関係機関等の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンス等をテレビ電話装置等（オンラインツール）活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

＜サービスの質の向上について＞

会議内容等、サービス質の向上のため音声を録音させていただくことがあります。

## 8 記録の開示・保管方法

- (1) 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- (2) 完結する記録の保存は5年間とします。

## 9 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は本人に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該本人の家族、市町村に連絡するとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 当事業所は①の事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録します。
- (3) 本人に対し当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、本人に賠償いたします。

## 10 緊急時の対応について

本人のご家庭を訪問中に、本人の健康状態等に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速みやかに必要な機関等に、連絡する等の適切な処置をいたします。

## 11 非常災害対策

非常災害対策として、次に掲げる措置を講じます。

- ① 非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅支援事業者・地域包括援センターとの連携及び協力を行う体制を構築するように努めます。
- ② 事業者は、非常災害発生時において介護予防支援の提供を継続的に実施するために業務継続計画（BCP）を策定し、介護支援専門員に対して周知し、必要な研修及び訓練を実施いたします。
- ③ 管理者は、別に定める「災害マニュアル」に基づき、非常歳が対策と要介護者等の安全確保に努めます。

## 12 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症の予防及びまん延防止するため、次の措置を講じます。

- ① 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための職員に対する研修・訓練を実施します。
- ③ その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（指針整備等）を行います。

### 1 3 人権擁護・虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業者は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- ② 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ③ 利用者及び事業所等からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための指針の整備等を行います。
- ④ 必要に応じて、成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤ 行政、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力を努めます。

※事業者はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

### 1 4 ハラスメントについて

ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- ① 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図っていきます。
- ② 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- ③ 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

#### 【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ・暴言又は乱暴な言動  
(殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る ・奇声や大声を発する・威圧的な下言動や態度・無視など)
- ・セクシャルハラスメントに当たる行為  
(不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など)
- ・職員や他者の個人情報を求める、ストーカー行為など

### 1 5 暴力団の排除

事業者は暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の促進を図るものとして、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならないこととする。

### 1 6 損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

### 1 7 苦情受付

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて定供してい

る各サービスについて下記の窓口にて受け付けます。

窓口	住所	電話
ケアプランセンター おうみ 管理者 藤野 由美子	長浜市本庄町700-1	TEL 0749-53-3300
長浜市介護保険課 介護保険係	長浜市八幡東町632	TEL 0749-65-8252
米原市暮らし支援部 高齢福祉課	米原市米原1016番地	TEL 0749-53-5122
彦根市福祉保健部 高齢福祉推進課	彦根市元町4番2号	TEL0749-23-9660
滋賀県国民健康保険団体連合会	大津市中央4丁目5-9	TEL 077-522-2651

令和 6年4月 1日制定

令和 7年9月 1日制定

居宅介護支援の提供に際し、本人に対して本書面に基づいて 重要事項を説明しました。

<事業所>

所在地 滋賀県長浜市本庄町700-1  
名称 ケアプランセンター おうみ  
管理者 藤野 由美子

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

申込者 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

家族（代理人） \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_